

少年法および少年犯罪の報道と人権に関する検証と一考察

A Study of Human Rights Cases Involving Juvenile Law Issues and Media Coverage of Juvenile Delinquency

西村 敏雄
(Toshio Nishimura)

要 旨

凶悪な少年犯罪が起こるたびに、新聞などのメディアによる犯罪報道が、加害者や被害者の氏名や家族関係などのプライバシーの人権を侵害するケースがあとをたたない。本稿では少年法の適用や犯罪報道などの事例を基に報道（表現）の自由や人権問題をとりあげる。そしてまだ完全とはいえない少年法の改正については、単なる合理性や論理性だけを重視した法律論議だけではなく、人の感情や価値観なども抱合するような議論を、また報道の自由に関しては一定の「制約」が必要であることを指摘した。

Key Words : 少年法改正 修復的司法 報道被害 表現の自由と人権

1. はじめに

最近、少年による凶悪重大殺人事件が多発している。6年前の1997年2月から5月にかけて起きた神戸市須磨区の連続児童殺傷事件は、小学生ら四人が鈍器や刃物で襲われ、二人の尊い命が奪われた。殺害された一人の小学生は、無残にも頭を切断されて中学校の校門に置かれ、その口に「酒鬼薔薇聖斗^{註1)}」と書かれた手紙が挟まれていた。当時、十四歳だった犯人は二十一歳になり、2003年11月、「関東医療少年院を出る」というニュースに、国民は改めてあの忌まわしい事件を思い出したであろう。2003年7月には男児誘拐殺人事件が長崎市で起きた。十二歳の中学生が四歳の幼児を高さ二十数メートルのビルの屋上から突き落とすという残虐なものだったが、

約3ヶ月後の11月に長崎家庭裁判所の処分決定^{註2)}により事実上終結した。

こうした少年の凶悪な殺人事件が起きるたびに、その残虐な犯行に及んだ犯人の生育歴、家庭環境さらに少年院での性格の矯正、環境調整に向けた更生教育がどのようなものなのか、遺族のみならず関心を持った国民は少なくないはずである。しかし、加害者（犯人）の少年については、保護・更生、社会復帰などを目的とした少年法61条^{註3)}によって、氏名、職業などのプライバシーが守られており、新聞などメディアへの掲載が禁じられているため、その犯人像を知ることは事実上不可能に近い。

これに対して、虐殺された幼い子どもの両親や兄弟ら遺族のプライバシーなどの人権は、新聞やテレビ、雑誌などの報道による過熱化した集団取材（メディアスクラム）によって侵害され、心に二重の痛手を負っているケースが圧倒的に多い。しかも被害者である「遺族」には、事件後いかにしてこの無残な死を「受容（じゅよう＝受け入れる）」し、そして生きていくかという「グリーフワーク（悲嘆の癒し）」という重い宿命が待っている。

こうした悲嘆にくれる遺族に対して、凶悪重大な事件を犯しながら、「加害者だけが、少年法によって守られるのはおかしい」「本人のためにも罪の重さを知ってもらい成人と同様の責任が問われるべきだ」という声^{註4)}が国民の間やメディア（主に雑誌関係）の一部からも出始めている。国は、こうした少年の凶悪犯罪の実態を受けて、2001年に少年法の改正に踏みきったが、これらの諸問題を根本的に解決の道へ導くことができているのか、専門家の間でも意見が分かれている。

本稿では、少年法改正の問題点や新聞、テレビなどの「犯罪報道」で問われているメディアの表現の自由と加害者、被害者に対するプライバシーの人権問題などについて検証、考察した。

註1 「さかきばらせいと」

註2 児童自立支援施設への送致

註3 少年法61条＝家庭裁判所の審判に付された少年又は少年の時に犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職

業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを察知できるような記事又は写真を新聞その他の出版物に掲載してはならない

註4 『「酒鬼薔薇聖斗」への手紙』（宝島社、今一生編）の中のアンケート分析（2003年7月、インターネットを使って150人を対象にした）では、Q2：「6年間という収容期間」という質問に対して、「早すぎる。二十六歳まで医療少年院で保護し、その後は一生保護観察にすべきだ」が64.7%も占めた

2. 少年事件の多発化と低年齢化

① 凶悪になった少年事件の多発化

1997年5月下旬、日本中に衝撃を与える事件が起きた。神戸市須磨区の中学校の校門前に切断された小学生の頭が置かれているのが見つかった。頭が切断されたという獵奇的な事実と、教育現場である中学校の校門前に置かれたという異常に世間は何よりも驚かされた。新聞社には「酒鬼薔薇聖斗」と名乗る人物からの犯行声明文が届けられ、学校への恨みがつづられていた。

新聞社などマスメディアでは、この呪文のような名前を前に、いったいこれをどう読むのか、その意味するものは何か、また、「犯人は知能指数の高い二、三十歳代ではないか」など犯人探しを行われた。ところが逮捕された容疑者がなんと被害者の知り合いで、しかも十四歳の少年であったことが国民に二重のショックを与えた。

それから1年もたたない98年1月、大阪府堺市でシンナーを吸った無職の十九歳の少年が包丁を持ち出し、登校途中の女子高生の背中を突き刺したうえ、近くでバスを待っていた幼稚園児と母親たちに襲いかかり、ひとりの幼女に馬乗りになって背中を刺し殺害した。さらにその子をかばおうとした母親の背中にも包丁を突き刺し逃走した。「堺通り魔連続殺傷事件」と呼ばれている。同年1月、黒磯市では授業に遅れた中一の生徒が、注意した女性教諭の胸をバタフライナイフで突き刺し死亡させる事件があった。

2000年に入ってからは5月に、愛知県豊川市で主婦が刃物で何十カ所も刺されて殺害されるという異常な事件が起きた。当初、「怨恨か」といった憶測も流れたが、逮捕されたのは近所に住む十七歳の高校生だった。成績も優秀で非行歴もなくおとなしい高校生だったが、逮捕後に「人を殺すとはどのような感じか試してみたかった」と驚くべき供述をした。同年5月には福岡県で十七歳の少年が高速バスをハイジャックして乗客の女性を刺殺した。その1ヵ月後には、岡山で同じく十七歳の高校生が学校でいきなり下級生をバットで殴り、行方をくらまし、その後自宅で母親を撲殺するという事件が起きた。

このたて続けに起きた少年の犯行は、「危ない十七歳」という言葉さえ生まれ出した。

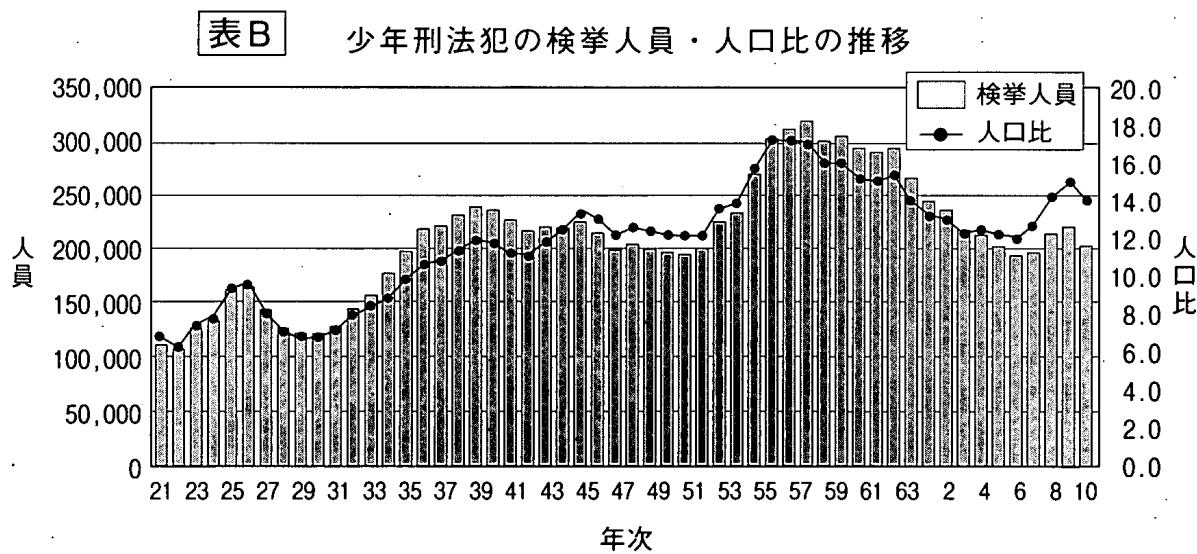
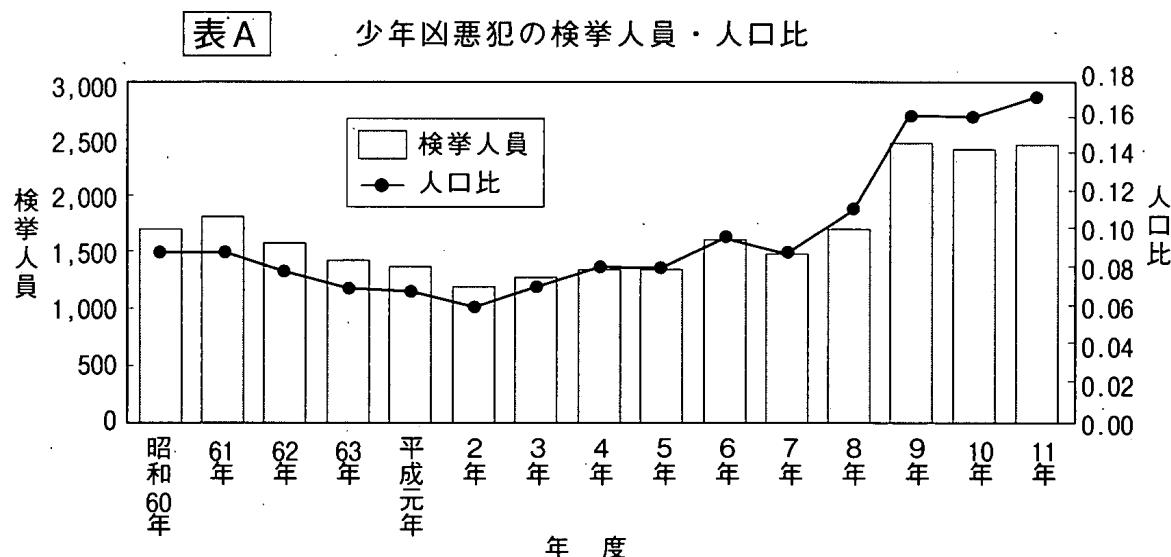
8月には大分で十六歳の高校生が、以前風呂をのぞいたことを注意されたのを逆恨みして近所のその家に押し入り、一家六人のうち三人を殺害した。これも素直で口数の少ないおとなしい少年であったという。さらに栃木県では十九歳の会社員が少年グループに2ヵ月間も連れ去られ、拳旬にリンチを受けて殺害されるという事件も起きた。

② 少年犯罪の低年齢化

犯罪白書の統計（表A、表B¹⁾）によると、戦後における少年刑法犯全体の検挙人員は、統計上でみると、1946年に第一回目のピークを迎えた。戦後間もない物のない時代を反映していた。第二のピークは1961年、そして1983年に第三のピークがあった。これを境に減少してきたが、1995年に入ってから増加傾向に転じた。

とくに、凶悪犯（殺人、強盗、強姦、放火）の検挙人員もこの1995年を境に増えはじめ、毎年二千人を大きく超えてきた。とくに、罪名別に見ると「殺人」による検挙人員が1990年から1997年まで七十人台から九十人台で推移してきたが、1998年には百十七人、翌年には百十一人と百人台に入り、漸増傾向にある。年令別にみると、年少少年（十四、十五歳）による殺人事件の検挙人員が1995年以降十人台を推移、1999年には十六人を数えた。少

年犯罪の低年齢化が特色となってきた。



3. 少年法改正による被害者への配慮と修復的司法の取り組み

凶悪重大犯罪が起きるたびに、国民は犯人（加害者）が少年だろうと憎悪を抱くものだ。それではいったい、被害者への配慮がこの改正の中でどうなっているのかを検証する。

少年法は非行を起こした少年を、「保護・更生」「社会復帰」することに主眼を置いていたため、十八歳までは死刑を科してはならないとしている。しかし、2000年に入ってから少年による凶悪重大犯罪が立て続けに起きたことから少年の処分のありかたにも手をつけないのは不十分であるという見方

や意見が強く出始めている。

少年法の一部を改正する法律は2001年4月から施行された。今回の少年法改正の論議は、神戸児童連續殺傷事件を契機にして、事実確定手続きの問題だけでなく、少年法で定める各種年齢区分が適當かという、いわゆる年齢問題、そして審判の記録の閲覧などにも言及した点が大きい。

少年法の改正のポイントは²⁾、基本的に次の3点からなる。①少年事件の処分等の在り方の見直し②少年審判の事実確定手続の適正化③少年事件の被害者への配慮の充実

①については、A) 刑事処分が可能な年齢を十六歳以上から十四歳以上に引き下げるこ^{註5)}と、犯行時十六歳以上の少年が故意の犯罪行為により被害者を死亡させた事件については、原則として検察官に送致する制度を導入することなどが含まれる。つまり少年であっても、加害者には罪を犯せば罰せられるということを明示することで、少年の規範意識を育てるとともに社会生活における責任を自覚させようというものである。

また③に関連して、少年審判は非公開だったが、遺族など被害者に対して一定の範囲で記録の閲覧・謄写を認めることができるようになっている。また、少年審判で被害者の申し出による意見聴取の導入^{註6)}などが盛り込まれている。これまで情報開示や陳述の機会がなかった被害者には、「事件の内容が判らない」「意見を述べる場もない」ことなどその権利の弱さ、法的地位の低さが指摘され続けてきただけに、少年法の改正は、多発している凶悪少年犯罪の再発防止や社会への警鐘といった意味の他に、「被害者への配慮がなされている」と受け止めている法律関係者は少なくない。

一方、少年法改正に加えて「修復的司法」というプログラムも検討され始めている。日本では加害少年と被害者は隔絶され、直接対面する事はほとんどない。これに対して、近年世界各国では被害者と加害者が直接向き合って対話する「修復的司法」の取り組みが行われつつある。犯罪を被害者と加害者と地域の人間的な関係でとらえ直そうとするものである。一定の研修を受けた地域のボランティア市民が、家裁などの委託を受け、事前に被害者と加

害者の少年に会って、彼らの話を聞いたうえで、被害者とその少年が対面する。ボランティアが司会役となり、被害者は事件によってどんなに心身が傷ついたか、少年は自分がどうして事件を起こすに至ったか、そのことを今どう思っているのかなどを語る。少年の心からの謝罪を受けることで被害者は癒され、少年は今まで見えなかった被害者から見た事件の重大性などを直接、目と耳で受け止める。こうした話し合いを通じて被害回復の方法や更生の道筋が考え出されるものである。³⁾しかし、現実的には、犯人と被害者の心の奥にある葛藤などの問題もあり、この手法にはまだ越えなければならないハードルがたくさんある。

註5 刑法第41条は「十四歳に満たない者の行為は、罰しない。」と規定し、「犯行時十四歳以上であれば刑事責任能力がある。」としている。改正前の少年法20条ただし書は、少年審判においては、「送致の時十六歳に満たない少年の事件については、これを検察官に送致できない。」と定めていた。しかし、神戸の連續児童殺傷事件以降、十四、十五歳による強盗殺人事件が頻発したため刑事処分可能年齢の引き下げを行った。海外では例えば、ドイツ、イタリア、韓国では刑事責任年齢、刑事処分可能年齢ともに十四歳以上、フランスでは十三歳以上、イギリスでは十歳以上、とされている。

註6 A) 被害者に対して一定の範囲で記録の閲覧・謄写を認めることができるようすること B) 少年審判で、被害者の申し出による意見聴取の制度を導入すること C) 家庭裁判所が少年審判の結果を被害者に通知する制度を設けるなどが改正に含まれた。閲覧・謄写できる要件の中には、訴訟を提起するかどうかの判断資料としたり、民事保全や保険金請求の資料に使用する場合が考えられる。

4) 少年犯罪の審判と報道の事例

① 長崎・男児誘拐殺人事件での審判内容の初めての公表

2003年7月に長崎で起きた種元駿ちゃん（当時四つ）の誘拐殺人事件の少年審判で、長崎家庭裁判所は9月29日、中学一年生の少年（十二）に対し、児童自立支援施設^{註7)}に送致する保護処分とした上で、「一年間を限度に強制的措置を取ることができる」とする決定をした。少年は逃走防止設備がある関東地方の児童自立支援施設に移された。

この事件で大いに注目されるのが、長崎家裁での処分決定の審判内容⁴⁾（幼稚園の時から頻繁に、教師や母親の叱責に過剰に反応して混乱状態となり、かんしゃくを起したり【中略】母とは過剰ともいえるほど緊密な関係【中略】少年には男性性器への異常なこだわりがあり【中略】広汎性発達障害の一亜型であるアスペルガー症候群^{註8)}である【中略】同障害が本件非行に影響していることは確かであるが、同障害そのものが直接本件非行に結びつくものではない）が公開されたことである。

とくに、犯罪の原因ともなっている少年と母親との「母子関係」「家庭環境」や少年の「資質」「生育状況」など発達心理についても言及している点が注目される。

審判内容が、犯罪に至った心理面も含めて事件の背景など細かく踏み込み公表されたのが初めてのケースだっただけに、遺族側の弁護士の梶村龍太氏は「少年の鑑定結果も診断名だけでなく、背景、要因まで家裁なりに判断しており、配慮が見られる。よくここまで踏み込んだものを公表してくれた」と語り、審判や記録の閲覧などについても「被害者の立場を理解した運用もしてもらった」⁵⁾とこれを高く評価している。

また、この長崎の少年事件の審判判定の公開に関連して、2003年9月30日付けの産経新聞（視点）^{註9)}の中で皆川豪志記者が、こうした少年事件が、これまで被害者より、「少年法」によって加害者の人権が優先されてきたことへの反省や遅れている国の対応を指摘している点も注目されるところだ。

事実、これまで少年事件の多くは『少年保護』の名のもと、犯人である加害者とは、一体どういった性格の人物なのか、なぜ事件を起こし、具体的に

どのような処分を受けたかなどについては、被害者はもとより世間にも公表されなかっただけに、今度の審判で処分決定の内容が文章で公開された意義は大きいと言える。

註7) 法務省所管轄で矯正教育が目的の少年院とは違い、児童福祉法の支援をするために各都道府県に設置が義務付けられている厚生労働省管轄の福祉施設。不良行為をしたり、家庭環境などに問題がある少年を入所させる

註8) アスペルガー症候群=相手の気持ちや暗黙のルール、言葉以外のサインを読み取ることが難しい。抽象的な思考が苦手—などの特徴は自閉症と似ているが、言語の発達に遅れはなく知的レベルが高いことが特徴

註9) 視点=「14歳未満というだけで、事件の軽量にかかわらず機械的に処分が決定されていく過程に対し、かわいい盛りの我が子を殺された両親のやるせなさは察するに余りある。『極刑にして欲しい』という叫びを、少しでも癒したり、なぐさめることができ法律は、この国には一つもない」

② 神戸・少年事件で被害者の立場から告発した「報道被害」

1997年2月から3月にかけて神戸市須磨区で連続児童殺傷事件が起き、小学生の女児4人が次々と刃物などで襲われ、山下彩花（あやか）ちゃんが死亡、土師淳君が絞殺され二人の尊い命が奪われた。淳君は頭を切断されて中学校の正門前に置かれた。犯人を捕まえてみれば知り合いの十四歳の少年だったことがさらに日本中を震撼させた。

この事件に関しては命を奪われた淳君の遺族である父親の守さんが「淳Jun⁶⁾と題する手記の中で、被害者の立場から少年犯罪における加害者や被害者のプライバシーなどの人権、マスメディアの人権を軽視した取材問題などを取り上げている。

守さんは、「新聞にしろ、テレビにしろ、ラジオにしろ、報道機関、マス

コミというのは情報を正確に世間にに対して広く伝えることを目的とした機関と思っていました。（中略）ここ数年の新聞記事やテレビのニュースには、非常識とも思えるような報道もあるような気がします。傷ついた被害者であるにもかかわらず、その人のプライベートのかなり細かな部分まで情け容赦なく暴きたてるという、思わず目を覆いたくなるようなものさえあります」と、新聞やテレビ、雑誌などのメディアスクラム（過熱化した集団取材）に対して激しい憤りを覚えている。

犯人逮捕後も土師さん一家の名前や守さんの職業、家族関係などの私生活の細かなプライバシーに関する情報が連日、テレビ画面や紙・誌面で報じられていた。

「興味本位の取材のために何故、再び傷つかねばならないのでしょうか。マスコミにそのような権利があるはずがありません」と守さんは非難する。また、同じ事件で殺された彩花ちゃんの母親の山下京子さんも「彩花へ一『生きる力』をありがとう」の手記の中で行き過ぎた報道などを告発している。

とくに被害者が少年であるなら、遺族には同じ年頃の兄弟や姉妹がいることも考えられる。両親はもちろん、心が発達途上にある多感な兄弟や姉妹たちが二重に心の傷を負うことになる。こうした事件では新聞の記事やテレビのワイドショーなどの内容も、勢い肝心な問題となる事件の背景や原因よりも、読者や視聴者の関心に合わせたり、より多くの読者などを獲得するために、むしろ個人のプライバシーに関したもののが中心になっていくことが多い。

だから、加害者、被害者の生育歴や家族の経歴などプライバシーなどの人権が、あからさまにメディアによって報道されるという「報道被害」が大きな問題となってきている。とくに、被害者の立場においては深刻なものがある。

III) メディア側の対応の要約

長崎の誘拐殺人や神戸の連続児童殺傷事件などのような凶悪重大事件が起きると、筆者の経験でも、新聞社では県（府）警のキャップ（記者のまとめ役）を中心に社会部の事件担当記者や遊軍とよばれる中堅記者の応援を得て

(大きな事件となると他の本社からの応援もある)、一面から、解説面、社会面、地域版（県版など）で、集中豪雨型のセンセーショナル的な紙面を展開する。しかも、犯人逮捕前には、「書き得」といってちょっととした噂話や警察から流される情報を裏取りもせずに針小棒大に書く傾向が見られる。

当然、激しい取材競争や読者の関心を引くために時には、誤報やジャーナリストがやってはいけない捏造記事を書くことも現実問題として起きてきている。

もちろん、新聞やテレビ、雑誌が書かなければ表面化しないような権力や公的な組織さらに個人の反社会的な行為や不安を与えるような行為に対しては、その暗部を取材（調査報道）によって探り出し、社会に明らかにすることは「国民の知る権利」の代行者としてあってしかるべきで、マスメディアなど報道機関が国民から委ねられた最大の責務でもある。

しかし、すでに述べてきたように「報道被害」への批判に対しては、「人権と報道・連絡会」世話人でもある読売新聞社の山口正紀元記者は、「『メディアが自由を守れ』と叫んでも、報道被害者は『人権を侵害する報道の自由なら、ない方がよい』と思う。そんな状況である。（中略）メディアが自主的に報道倫理を高め、報道被害を生み出さない仕組みを確立する以外にない」⁷⁾と指摘している。

日本の新聞社で作っている日本新聞協会では2000年6月、新たな新聞倫理綱領を発表した。その中で「読者との信頼関係」を重視して、「自由と責任」「正確と公正」「独立と寛容」「人権の尊重」「品格と節度」の五項目にわたり新聞のあり方を自己規制している。

また、組織的なものとしては、毎日新聞が同年秋に社外の学者、文化人からなる「開かれた新聞」委員会を設置、他の新聞社も同じような組織を作り始めている。テレビなど放送界でも1997年に「放送と人権等権利に関する委員会」を設置して対応している。

記事の内容にも変化が見られる。毎日新聞が2000年6月15日夕刊と同月20日夕刊記事で「特集ワイドー立ち上がった被害者1」「同2」や、朝日

新聞同年6月20日の衆議院選挙関連で「声をあげる被害者」の記事を掲載、犯罪にあった被害者の立場からの視点で記事をまとめている点である。最近では、2003年10月に神戸市で、連續児童殺傷事件や阪神大震災などの遺族らが、「遺族たちがメディアに望むこと」と題したフォーラムを開いた。後日このフォーラムを取り上げた朝日新聞の記事「メディア 痛み向き合う取材を」の中で、地元、神戸新聞社の高士薰・社会部長は「被害者報道以前の人間としての基本的なマナーで心を傷つけ不信をかっていたことを実感した」と述べ、今後、被害者報道には充分配慮する姿勢を見せた。

しかし、依然、メディアが少年犯罪の被害者をスケープゴート的に扱っているという指摘は世間だけでなく、メディア内部からも出ている。被害者に対するはすでに述べてきたように、読者や視聴者におもねる記事や番組が多くただけに、「報道の自由」の限界を踏みはずしたプライバシーなど的人権侵害が問われているケースが意外にも多いことを本論文で明らかにした。それだけに、新聞などメディアに問われているものは、例えば①被害者、遺族の匿名報道②被害者や遺族などの顔写真は掲せない③家族関係など遺族の取材制限など、業界（テレビや雑誌も含めて）が足並みはそろえて実行できるかどうかである。「興味本位での取材」と言いきった神戸・少年事件の遺族、土師さんが必死で訴えかける「報道被害」にマスコミは耳を傾ける必要があるのではないか。

5. 少年法61条と犯人の実名報道に係わる損害賠償訴訟

① 実名報道

少年犯罪についてはこれまで述べてきたように、少年は社会復帰などを目的とする「少年法第61条 第五章 雜則」で実名や本人に関する写真などの新聞や出版物での掲載を禁じられている。こうした中で起きたのが神戸の連續児童殺傷事件である。

容疑者として少年が逮捕されると、新聞などほとんどのメディアは、犯人の少年の年齢とその地区の中学生であることだけを報じたが、実名や写真は

掲載しなかった。しかし、写真週刊誌「FOCUS」は、「顔を見ることが少年を理解する一助となる」として、少年の顔写真を掲載した。これに対してコンビニやJRのキヨスク、一般書店などで販売中止が相次ぎ、法務省は7月4日、回収と再発防止策の作成を勧告した。日本弁護士連合会も、会長名で「少年法の精神を踏みにじったもので絶対に許されない」とする声明を出している。

さらに、家庭裁判所がこの少年を医療少年院に送致したが、「文芸春秋3月号」(1998年2月)が、少年の供述調書を掲載、大きな波紋をよんだ。法務省はこれに対して関係者への謝罪と再発防止策の作成を勧告、最高裁判所も家庭局長名で抗議文を送り、販売中止を求めた。

その後、シンナーを吸った無職の十九歳の少年が大阪府堺市で引き起した連続殺傷事件「堺通り魔殺人事件」では、雑誌「新潮45 3月号」(同年)が、「事件の本質を伝える」ため容疑者のその少年の実名と顔写真を公表した。このように、少年法61条が厳密に遵守されてきたかというと決してそうではなかった。

そして、メディアによる少年の実名・顔写真等の報道は事実上、社会的な制裁になっている。つまり「少年法の枠を越えるような事件を起した時には犯人の少年を少年法で保護すべきではない」という議論が起きていることもこの実名報道の背景にある。

② 犯人からの損害賠償請求

「堺通り魔殺人事件」に関する実名報道や顔写真掲載に対して、法務省は3月に関係者への謝罪と再発防止策の作成などを勧告した。また、この少年は実名報道と顔写真の掲載が名誉毀損に当たるとして、新潮社と編集長、これを記事化したノンフィクション作家の高山文彦氏を相手取って、プライバシー権侵害などに対する二千二百万円の損害賠償請求（民事訴訟）と名誉毀損の処罰を求める告訴（刑事告訴）の二つを起こした。

1998年、高山氏は「新潮45 3月号」で「『幼稚園児』虐殺犯人の起臥(きが)」

というタイトルで「堺通り魔殺人事件」を取り上げた。犯人の祖父母などの家族から取材し、彼の生い立ちや家族関係、凶行に及ぶまでの過程を50枚からなるルポとして書き、その中で氏名を実名で記した。さらに編集部は彼の中学校卒業時の顔写真を掲載した。

しかし、単に「少年法に違反しているかどうか」とは別の観点からこの問題を見ると、高山氏が「法律遵守だけでは少年の将来の明るい人生を描くことはできない」⁸⁾として、加害者の保護を優先する少年法の運用に疑問を投げかけている点が注目される。

高山氏が事件後すぐに現地入りし、少年の自宅に住む祖父母や弟の話を聞くことに時間をかけて、「少年が、母親の愛が欠落した生活環境で、いかに悲惨な人生を送ってきたか」などについてルポした内容についても検証しなければならない。

「少年になぜ両親がいなかったのか」「とくに（犯人が）甘えたい時期に母親は何をしていたのか」「彼の非行歴やシンナー常習者になったいきさつ」などの真実を克明に記述した。そして最後に、加害者に対しても、「刑に服したあと、生まれ育ったあの町に帰ってほしい（中略）たしかに生きづらいに違いない。けれどもあの町の祖父母の家に帰り、（中略）祖父母の晩年を支えてやらなければならない」⁹⁾などと述べ、彼の心情を察し、同情をもつて更生後の人生にまで踏み込んで書いている。単なるセンセーショナリズム的な告発ルポではないことは確かである。

そしてこの事件が抱える問題を熟慮すると、高山氏の前述の「法律遵守だけでは……」という言葉は自己弁護に過ぎないと決め付けるには早計過ぎるように思われる。

③ 68人の多数の弁護団

この訴訟でさらに大きくクローズアップされたのが、この刑事裁判を支援しようとするいわゆる「人権派弁護士」たちの存在である。原告弁護士は六十八人（民事訴訟は六十人）もの一団だった。刑事告訴で六十八人も名

前を連ねていることについて、この事件を担当したある全国紙（大阪）の記者は「訴訟の相手側や裁判所に対するデモンストレーションとも受け取れる。実際、世間で話題になるような事件には手弁当でもかけつける弁護士は沢山います。それとうがった見方かもしれないが、新聞などのメディアに弁護士の名前も出ますからね……」と、弁護士の多さの異常性を指摘する。

さらにノンフィクション作家でもある柳田邦男氏も、「異常だなと思ったのは、加害者の少年が祖父とともに損害賠償請求の訴訟を起こすのに先駆けて、4月14日付で、『勝訴したら賠償金は被害者たちの弁償にあてます』という趣旨の裁判所宛の念書を書いていたのを知ったときだ」¹⁰⁾と述べ、さらに「いったいこれは何なのだ。虐殺された幼い女の子にも、心身両面で深い傷を負っている母親や女子高生にも、いまだ謝罪もしていない段階で、それよりもまず自分の名誉を主張し、裁判で賠償金を勝ち取れたら、それを被害者の弁償にあてるとは！少年法とは、そういう『少年』を守り育てるためにあるのか」¹¹⁾と問いかけている。また弁護団のあり方に関しても、「被害者への謝罪を棚上げして（中略）被害者への補償金は裁判でよそから取ってきてあてるなどということを教えたのでは、更生への道を第一歩から大きくゆがめてしまうのではないか」¹²⁾と危惧している。

訴えられた高山氏も「弁護団にとっては、現行少年法を救済することが至上命令なのであって、肝心の原告本人の救済はどこへ行ってしまったかと私には思える。弁護団が守るべき原告の『人権』はいったいなんなのか、まったく見えてこない」¹³⁾と柳田氏同様、六十八人にものぼる弁護士に疑問を投げかけている。

6. 考察

① 表現の自由と基本的人権

「堺通り魔殺人事件」の名誉毀損訴訟に関しては、1審で「有罪」だったが、2000年2月29日、2審の大蔵高裁は「逆転無罪」の判決を下した。その趣旨は「表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整においては、表現行為

が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為が違法性を欠き、違法なプライバシー権侵害とはならない」とあった。

裁判の焦点は、憲法21条の「表現の自由」と憲法13条の「基本的人権」を巡る対立だった。訴えられた高山氏は、この裁判の結果に対して、「事件が人々のこころの底を揺るがす重大な関心事であって、その事件を取材した作品・記事の表現内容がたんなるセンセーショナリズムを目的としたものではなく、節度をもって真実を伝えたものならば実名報道は許される。つまり『表現の自由』が実名報道を禁じた少年法61条に優先する」¹⁴⁾と述べている。

しかも、「犯罪者の尊厳を最大限に認める行為とは、彼らを匿名性の闇に隠し、過保護に扱うべきではない。たとえ人を殺した十代の人間にもその尊厳を認め、自分のしたことの重大さと社会との繋がりをきっちり認定させたうえで、犯した罪の重さを悟らせるべきだと私は信じる。ジャーナリストが社会制裁を行ってよいと言っているのではない」¹⁵⁾と自戒も込めながら実名報道の理由を語っている。

それに対して、憲法21条の「表現の自由」に関しては、国民自らが政治に参加するという自己統治のために重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』として他の人権に比べて『優越的地位』が保障されている¹⁶⁾、というのがメディアはもちろん法律学者の間の一般的な解釈だ。つまり、主権者の国民が統治に関する十分な情報にもとづいた自由な論議ができるように、という背景がある。つまり民主制を支える基盤として「表現の自由や知る権利」があるのであり、この優越的地位を主張できるのである。このために場合によっては個人名誉やプライバシー等基本的人権などの人格的利益が制限されることもやむをえないとされてきた。公共の利益を守るためにには、事実が事実であると証明があったときには、名誉毀損罪の成立も否定する趣旨もここにある。

しかし、犯罪事件のいかなる情報が「知る権利」として保障されるべき「公共の関心・利益」であるかということを精査することなくプライバシーなど

人権の情報を報道するというのでは、これまでの報道被害で見られるように「興味本位」に流れる危険性が高い。とくにメディアにおいては「ニュース価値がある」という独自の論理で憲法で保障されている「表現の自由」を自己に都合よく利用することは許されない。

少年犯罪を考える時、事件の原因や背景をきっちと分析、精査することが、加害者や被害者が属する家族、社会、環境、教育等の問題点を浮かび上がらせ、その解決の糸口を得るために重要なプロセスになるはずだ。しかも、こうした少年犯罪を考えるとき単なる合理性などを重視した法律論議ではなく、人の感情や価値観をも抱合するような議論を行うために、国や裁判所、新聞などのマスメディア、弁護士など法律家、少年法・民事紛争解決の法学者、さらに国民は一人ひとりがそれぞれの課題として真剣に考えなければならない時期に来ている。

【引用文献】

- 1) 甲斐行夫・入江猛・飯島泰・加藤俊治著『ジャーリストブックス Q & A 改正少年法』有斐閣、2001年 2、3頁
- 2) 同上 7頁
- 3) 山田由起子弁護士 参議院法務委員会参考人意見陳述要旨『少年事件被害者と少年との対話を』
- 4) 産経新聞記事 2003年9月30日付け
- 5) 同上
- 6) 土師守著『淳 Jun』新潮社、1999年 161頁
- 7) 鎌田慧編『人権読本』岩波ジュニア新書、2003年 179頁
- 8) 宮崎哲弥編『人権を疑え!』洋泉社、2002年 96頁
- 9) 同上 115頁
- 10) 柳田邦男著『緊急発言 いのちへ1』講談社、2000年 122頁
- 11) 同上 130頁
- 12) 同上 135頁

- 13) 宮崎哲弥編『人権を疑え！』洋泉社、2002年 114頁
- 14) 同上 96頁
- 15) 同上 100頁
- 16) 新倉修編『少年「犯罪」被害者と情報開示』現代人文社、2001年 84頁